

裁 決 書

(審査請求人) [REDACTED]
[REDACTED]

(処 分 庁) 高崎市福祉事務所

審査請求人 [REDACTED] (以下「請求人」という。) から、平成28年4月7日付けで請求のあった、高崎市福祉事務所 (以下「処分庁」という。) の生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。) 第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、請求人に対し平成28年2月9日付け高福発第2796号で行った生活保護法第63条の規定に基づく費用返還決定処分は、これを取り消す。

裁 決 の 理 由

第1 事案の概要

審査請求の趣旨及び理由

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、概ね次のとおりであると解される。

平成28年2月9日付け高福発第2796号で処分庁が行った、生活保護法第63条の規定に基づく費用返還決定処分 (以下「本件処分」という。) について、返還額の減額を求める。

(2) 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、概ね次のとおりであると解される。

入金があった騒音相手との和解金収入60万円については、騒音相手を特定するための民間調査機関への依頼料等で消費し、手元に残ったのは2万円程度である。

既に消費した分は法第80条に基づき返還を免除し、本件処分の返還額を2万円に減額するよう求める。

第2 判断

1 認定事実

関係資料によれば、次の事実が認められる。

- (1) 請求人は、平成22年6月21日から処分庁で生活保護を受給している。
- (2) 平成26年7月上旬に請求人が処分庁に電話し、数ヶ月前から深夜に自宅前を大きな音を立てて走行していく自動車があり、眠れずに困っていると相談した。処分庁は、警察に相談するよう助言するとともに、高崎警察署に電話し状況を確認した。
- (3) 平成26年10月24日に処分庁が請求人宅を訪問し、請求人と面接した。処分庁は請求人から、自宅前を通過する自動車の騒音は落ち着いたようだが、寝付けない日が続き、日中になり眠くなり昼夜逆転の状態になっている旨を聴取した。
- (4) 平成27年1月27日に処分庁が請求人宅を訪問し、請求人と面接した。処分庁は請求人から、騒音の相手方から弁護士を通じて通知書が届いたこと、通知には3週間以内に連絡するよう、また法的手続きを取るよう書かれていた旨を聴取した。
- (5) 平成27年7月13日に請求人が処分庁に電話した際、請求人から、騒音相手と決着がついて慰謝料（以下「和解金」という。）60万円をもらった旨の発言があった。処分庁は、和解金60万円は収入認定する必要がある旨を指摘し、収入認定等について説明した。請求人は、騒音相手を探すために興信所に頼んだので、その料金が30万円かかり、他に方々に借金があったので返済したら3万円くらいしか残らなかったと話し、手元に無いお金を収入認定することに納得がいかないと主張した。
- (6) 平成27年●月●日に処分庁が請求人宅を訪問し、収入があった場合は報告が必要である旨を説明した。

なお、請求人は●●●●●●●●●●、警察に逮捕・拘留されたため、●●●●●●●●●●生活保護が停止となった。同年●月●日に保釈され、同日付けで生活保護が再開された。

- (7) 平成27年●月●日に●●●●●●●●●●地方裁判所●●●●●●●●●●支部で開かれた請求人の公判を傍聴した処分庁は、「4月9日、ドリフト族から和解金60万円を受け取ったが福祉事務所に報告しなければならないことは知らなかった。」「探偵に支払った金額が分かる領収書等については一切ない。必要経費は、23万円くらい。」旨の証言を傍聴した。

また弁護側証人として、請求人の妹の夫（以下「義弟」という。）が「請求人宅付近にてドリフト族の調査を行うため、現金30万円を貸したことがある。借用証書を記載しており、書類はある。」旨の証言を合わせて傍聴した。

- (8) 平成27年11月10日に請求人が義弟と共に処分庁に来庁し、和解金について、「自分で解決するため、必要経費を遣い問題を解決し、60万円を相手に払わせた。必要経費を引いたら手元に2万円くらいしか残らなかった。」との内容が記載された、

生活保護法第61条による届出書を処分庁に提出した。

また、和解金を受け取ったことを証する資料として、騒音相手（以下「乙」という。）と請求人との和解書の写しを合わせて処分庁に提出した。和解書には、以下の内容が記載され、請求人と乙の署名があった。なお、和解書の日付は「平成27年4月 日」とあり、日は空欄であった。

- ・請求人と乙は、請求人と乙の間の平成25年11月から同26年7月までの間の自動車の騒音に関する紛争に関し、以下のとおり合意する。
- ・乙は、本件に関し、請求人に深く謝罪し、請求人はこれを受け入れる。
- ・乙は、請求人に対し、解決金として金60万円の支払義務があることを認める。
- ・請求人は、前項の金員を、本日、乙より受領した。
- ・請求人は、乙が、自動車で、請求人居宅前の公道を、通常の走行方法で静穏に通過することに異議を述べない。
- ・請求人は、その余の請求権を放棄する。
- ・請求人及び乙は、請求人及び乙との間に、本合意書に定めるほか、何らの債権債務のないことを、相互に確認する。
- ・合意成立の証として、この合意書2通を作成し、請求人と乙が各1通を保有する。

(9) 処分庁は平成27年11月13日にケース診断会議を開催し、和解金について、法第63条を適用し全額を返還することを決定した。資力発生日は平成25年11月1日とした。処分庁は、平成28年2月9日付けで、平成25年11月分から平成27年10月分として支給した保護費のうち、生活扶助費計1,820,609円を対象に、和解金収入600,000円を返還額とした本件処分を請求人に通知した。

(10) 請求人は上記(8)と同日に、「11月1日より、義弟に生活費の面倒を見てもらえるようになったので、生活保護をやめる。」との内容が記載された、法第61条による届出書を処分庁に提出した。処分庁は平成28年2月1日にケース診断会議を開催し、平成27年11月1日付けで生活保護を廃止することを決定した。

2 判断

法第4条第1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とされており、同条第2項によれば、「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるもの」とされている。これは、保護制度における基本的な原則の一つである補足性について定めた規定であり、この趣旨は、法の基本原則であって、法の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならないとされている（法第5条）。

また、法第8条第1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定

した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。これは、生活保護制度により保障されるべき最低限度の生活は、厚生労働大臣の定めた法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）によって、要保護者各々について具体的に確定され、その保護の程度は、保護の基準によって測定された需要と要保護者の資力（収入）とを対比し、その資力で充足することのできない不足分についてされることを定めているものである。

したがって、保護の受給者が収入を得た場合は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8に基づき収入として認定し、保護の基準と比較してなお不足する額を保護費として支給することとなる。

なお、法第61条では、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。

法第63条によれば、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」とされている。

これは、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で、既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、資力の発生時期に遡って費用の返還を求めるものである。

費用返還の取扱いについて、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）（以下「返還取扱い通知」という。）1-(1)によれば、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、控除の範囲として、「①盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合」、「②家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護（変更）の申請があれば保護費の支給が認められると保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額」、「③次官通知第8-3-

(3) に該当するものについては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき保護の実施機関が認めた額(原則として、事前に保護の実施機関に相談があったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの)、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、(ア)いわゆる浪費した額(当該収入を得たことを実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む)、(イ)贈与等により当該世帯以外のために充てられた額、(ウ)保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額、(エ)保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額、などの用途は自立更生の範囲には含まれない。」、「⑤当該収入があったことを契機に世帯が保護からの脱却をする場合であっても、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生に真に必要と保護の実施機関が認めた額(ただし、専ら当該世帯の今後の生活費用全般に充てることは自立更生に当たらない。)」とされている。

そして、法第80条では、「保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない事由があると認めるときは、これを返還させないことができる。」と規定している。

これは、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡しされた保護金品のうち当該変更等があった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。

これらを踏まえ、本件について検討する。

まず、請求人は和解金収入について、騒音相手を特定するための民間調査機関の依頼料等により消費しており、消費した分は法第80条に基づき返還の免除し、返還額を手元に残った2万円に減額するよう求めている。

前述のとおり法第80条は、既に前渡しされた保護金品のうち、保護の変更、廃止又は停止が行われた日以降の分について、返還の免除が可能である旨を定めたものである。これに対し、法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方で特別に費用返還義務を定めたものである。

本件処分は、返還すべき費用に係る処分決定の変更等を行わないまま、法第63条に基づき費用返還を決定したものであり、法第80条に基づく免除は適用されない。よって、法第80条による免除を求めるとの請求人の主張は、失当である。

また請求人は、和解金の大半は民間調査機関の依頼料等により消費し、手元に残ったのは2万円程度と主張するが、和解金の使途を挙証する領収書等を処分庁に提示しておらず、当該民間調査会社の名称等も不明である。上記の認定事実(5)及び(7)のとおり、民間調査会社へ支払ったとする額についても変遷があり、これ以外の使途についても使途を客観的に確認できる挙証資料などを何ら提示していないため、請求人が消費したとする和解金の使途が、必要経費あるいは返還取扱い通知による自立更正のためにやむを得ない用途に充てられたものであるとの確認はできない。よって、処分庁が返還対象額から請求人の主張する額を控除しなかったことに違法又は不当な点は無く、返還額を2万円とすべきとの請求人の主張には、理由が無い。

次に本件処分の決定についてであるが、処分庁は、上記の認定事実(8)及び(9)のとおり、請求人からの法第61条に基づく届出書による申告及び挙証資料である和解書の写しを根拠に、請求人の資力発生日を、乙による自動車の騒音紛争が始まったとされる平成25年11月1日としている。そして資力発生日以降の、平成25年11月分から平成27年10月分の支給済保護費のうち生活扶助費を返還対象とし、和解金収入60万円を限度に、費用返還を求めているものと解される。

「第三者加害行為による補償金、保険金等を受領した場合における生活保護法第63条の適用について(昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知)」によれば、法第63条による返還額の決定にあたっては、損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点以後について支弁された保護費を標準として世帯の現在の生活状況及び将来の自立助長を考慮して定める、としている。

損害賠償請求権が客観的に確実性を有するに至ったと判断される時点について、自動車事故の場合は、自動車損害賠償保障法により保険金が支払われることは確実なため、事故発生日となる。これに対し、公害による被害者の損害賠償請求等の場合は、請求時点では加害行為の有無等不法行為成立の要件の有無が明らかではなく、事後的にこれに関する判決が確定し、又は和解が成立した時点ではじめて損害賠償請求権が客観的に確実性を有することになる。

これらを踏まえると、本件処分に係る自動車の騒音紛争の和解金については、交通事故の場合と異なり、加害行為が発生した時点で客観的に確実に支払われると判断することはできず、判決、和解等により確定しなければならないものであると解される。

よって本件処分の返還対象である和解金の資力発生日は、和解が成立した日(以下「和解日」という。)とすることが妥当であり、和解日以降に支給された保護費が法第63条に基づく返還対象となると判断される。よって、紛争が始まった時点を資力発生日とした本件処分には、瑕疵がある。

さらに、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)によれば、不動産又は動産の処分

による収入、保険金その他の臨時的収入は、その額が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定することとされており、保護受給中に資力が発生した場合の法第63条に基づく返還金でも、同様に収入額から世帯合算額8,000円を除外して認定することとなるが、処分庁はこの除外を行わずに返還額を決定している。

なお和解日であるが、上記認定事実(8)のとおり、和解書では、「請求人は、前項の金員(解決金)を、本日、乙より受領」したとあることから、和解金の入金日は和解日と同日と推定される。しかし、本件審査請求において請求人は、和解金の入金日を平成27年4月9日と主張し、また上記認定事実(7)のとおり、公判において処分庁が同様の証言を聴取しているが、和解書の日付は「平成27年4月 日」と日が空欄であり、請求人の主張を客観的に確認できる挙証資料はなく、また処分庁も確認のための調査等を行っていない。

本来、処分庁は、請求人から聴取その他関係先を調査するなどして、本件処分の決定にあたり和解日及び和解金の入金日を確認し、和解日以降の支給済保護費を返還対象額とすべきであった。しかし処分庁は、請求人が提出した、日が空欄となっている和解書の写しを受領したのみで、和解日及び和解金の入金日の確認をしないまま費用返還額を決定しており、本件処分の手続上、不備があったと言わざるを得ない。

このように、関係書類からは和解日を特定することができないが、少なくとも平成27年4月1日以降であると推定される。

そこで、平成27年4月分から生活保護廃止までに処分庁が請求人に支給した保護費を関係書類から確認すると、生活扶助費及び住宅扶助費の合計543,048円であり、和解金収入600,000円から、次官通知第8-3-(2)-エ-(イ)による8,000円を除外した額592,000円を下回っている。

なお、請求人の生活保護受給中の医療機関受診歴は、平成27年3月が最終であり、平成27年4月分以降の医療扶助費の支給はなかった。

また、関係書類では平成27年11月分として、99,000円の介護扶助費を支給したとなっているが、請求人は当時、介護扶助費を支給される状況にはなく、他の関係書類から、当該保護費は家屋補修に係る住宅維持費と推定されるため、処分庁の事務上の誤りと判断し、住宅扶助と扱った。なお、請求人は平成27年10月31日限りで生活保護が廃止となっており、廃止日以降の月分として支給することは不相当である。

加えて、上記認定事実(9)に関連して、処分庁が請求人に通知した本件処分通知に記載された保護費返還金一覧では、平成25年11月分から平成27年10月分の生活扶助費の支給金額は計1,820,609円と記載しているが、関係書類を確認すると、実際の生活扶助費支給金額は1,780,878円であり、39,731円

過大となっていた。

これらは処分庁の事務手続き上の誤りであると思料され、いずれも不相当であることを申し添える。

法第63条では、「その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において」返還しなければならないとされている。本件処分における費用返還額の範囲は、資力発生日以降から保護廃止までの間に処分庁が請求人に支給した保護費であることが適当であり、請求人に資力が発生する前の、平成27年3月分以前の支給済保護費を本件処分における返還対象の範囲に含めることは、不当である。

以上のことから、本件処分による費用返還額600,000円は、返還対象となる支給済保護費の金額の範囲を超えており、返還額の算定に瑕疵があったと認められる。

請求人は、本件処分の返還額を2万円にすること、すなわち返還金の減額を求めているため、この瑕疵を補正することで、処分庁が請求人に求める返還額は減額されることとなり、請求人にとって利益となる。

よって処分庁は、和解日及び和解金の入金日を確認し、返還対象額の算定を補正する必要があると判断される。

3 結論

以上のとおり、本件処分はその費用返還額の算定において不当であるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成28年9月14日

群馬県知事 大澤 正 明

